

招集ご通知記載事項の一部訂正に関するお知らせ

平素より弊社へのご支援を賜り誠にありがとうございます。

この度、平成 28 年 6 月 10 日にご送付いたしました弊社「第 100 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所（下線部分）】

I.招集ご通知 1 ページ

(訂正前)

(本社事務所) 東京都新宿区一丁目 1 番 8 号

(訂正後)

(本社事務所) 東京都新宿区新宿一丁目 1 番 8 号

II.招集ご通知 39 ページ 監査役会の監査報告 監査報告書

(訂正前)

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(2) ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(訂正後)

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(2) ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み(削除)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

III.招集ご通知 40 ページ 監査役会の監査報告 監査報告書

(訂正前)

2. 監査の結果

(1) ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(訂正後)

2. 監査の結果

(1) ⑤ (削除)

以上